

令和8年5月22日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」に関する意見

No.	該当箇所	意見
1	第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し 1 制度の具体的な枠組み	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用人等に対する株式の無償交付を可能とする場合の基本的な枠組みについては、株主総会の決議を不要とする【A案】に賛成し、【B案】には反対する。また、【A案】および【B案】双方の規律を設けることにも反対する。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行実務上、使用人等に対するインセンティブ目的での株式付与は、株主総会決議を経ずに行われてきており、これは、公開会社がインセンティブとして従業員に対して株式の無償交付を行い、会社は適正な便益を受けている限り、有利発行に該当することは想定し難いとの考え方によるものであり、そのことは、かつての立法担当者によっても、「会社法では、無償で新株予約権を発行する場合であっても、当該新株予約権の交付によって、その価値に見合うだけの便益を会社が受けていると評価し得る場合には、有利発行に当たらないことが明確化されている」との見解が示されれていることから明らかである。 ・上記見解のもと、現状の無償ストックオプションの発行の実務においても、有利発行規制は問題になっていないものと認識している。 ・事業報告等において開示がしっかりなされることも制度上担保され、過大な株式が従業員に交付されることへの懸念も極めて小さい。 ・加えて、【B案】のような枠決議かつ普通決議であれば特段の負担なく導入可能という意見も承知しているが、「株主総会決議」に対する企業側の準備・負担は大きく、また株主総会は原則1年に1回しか開催がないことから、機動的な決議も難しいと思われる。 ・また、【A案】及び【B案】の規律をいずれも設ける場合、株主総会決議を行わない【A案】については採択しにくくなる虞がある。
2	第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し 2 その他の検討事項 (1) 現物出資構成について	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物出資構成については、現行法の規律の見直しをしない【A案】に賛成する。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物出資構成においても、No1の通り、有利発行該当性が問題となることなく、取締役会決議による付与が行われており、今回、仮に従業員への無償交付において、株主総会決議を必要とする【B案】が採択され、更に、現物出資構成にまで規律を及ぼすことは、明らかな規制強化にあたる。

No.	該当箇所	意見
3	第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第2 株式交付制度の見直し 1 株式交付の対象となる場面	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする【A案】に賛成する。 <p>株式会社を会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とすることに賛成する。</p>
4	第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第2 株式交付制度の見直し 2 株式交付の対象となる会社	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持分会社や外国会社を子会社とする場合を株式交付の対象とすることに賛成する。ただし、外国会社を子会社とする株式交付の際、株式交付親会社の株式を、株式交付子会社の株式の譲渡人に対してどのように交付することになるのか、実務運営は検討を行う必要があると考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国会社を子会社化するニーズが一定あることは理解しており、そのこと自体に異論はないが、実際の交付手続き等は、本邦の株式会社を子会社化する場合とは、実務が異なるものと考えられ、実現のための検討を要すると考えられる。
5	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルオンリー株主総会の実施要件として、定款の定めは不要である。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産競法という特別法において認められている現状においては、定款の定めは必要という考えはあるが、会社法に規律する場合は、天災といった非常時等にも速やかな株主総会の開催を可能とするべく不要とすべきであるとする。 ・また、定款の定めを要するということは、場所の定めのある株主総会が「原則」、場所の定めがない株主総会が「例外」という価値判断のように思える。 ・発行会社が定款変更を躊躇う理由の一つに、機関投資家等が定款変更議案に反対することが挙げられ、定款の定めが必要とすると、特に外国人比率が高い企業においては、そもそもバーチャルオンリーを開催したいと思ってもできない現状があるのではないかと、実施要件として、即時性・双方向性が求められ、手続きとして通信記録等の保存等や閲覧が求められる中で、経営陣の都合のよいように議事が進められたといった懸念は、特に上場会社においては小さいのではないかと考えている。

No.	該当箇所	意見
6	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録する内容として、物理的な場所における株主総会と異なり、株主が把握できないものという整理のもと、(注1)①～④があげられているが、これらは必要最低限とすべきである。 ・作成よりも(注2)も保存期間10年は長すぎるので、3か月等短期間とすべきである。 ・記録については、上記の通り、最低限のものとしたうえで、(注3)の通り、裁判所の許可等限られた場面において可能とすることに賛成する。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録する内容は、いずれもリアルな株主総会において、株主が把握できるものではないように思われ、本当に記録すべき内容かは、検証が必要であると考えられる。 ・通信記録等を保存する趣旨が、株主総会決議取消の訴えが提起された場合の証拠であるとする、その提訴期間に合わせることで、十分と考えられる。 ・記録については、プライバシーの問題も生じる虞があるため、裁判所の許可等を要することが必要であると考えられる。
7	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルオンリー株主総会における株主総会決議の取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)を規律として設けることには賛成する。 ・(注1)の通信障害対策について、セーフハーバールールではなく実施要件とすることは反対する。 ・①通信障害対策が講じられた通信の方法の使用、②通信障害が生じた場合に代替する通信の方法の用意は必要であると考え、実施要件とすると、対策を講じなかったことのみをもって、決議取消事由に該当することが問題であると考え。セーフハーバールールに適用することが法的安定性の観点で相当である。 ・企業からの委託を受け、バーチャル株主総会の運営をする立場としては、「故意または過失による通信障害」とはどのようなものが想定されるかは整理しておきたく、立法担当者による解説等で、セーフハーバールールが適用される具体的な場面について、言及されることを望む。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルオンリー株主総会の利用促進のためには、わかりやすいセーフハーバールール作りが重要であると考えられる。

No.	該当箇所	意見
8	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 4 株主総会の延期又は続行	<意見> ・バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第298条及び第299条の規定は、適用しない旨の規律を設けることに賛成する。
9	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 5 場所の定めのある株主総会の開催請求権	<意見> ・株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないものとするに賛成する。
10	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 6 規律の適用対象	<意見> (1) 規律の適用対象となる株式会社の範囲について、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とすることに賛成する。 (2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、株主総会の決議の取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)に関する規律に限定して規律を設けることに賛成する。
11	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2 実質株主確認制度 1 株式会社から実質株主を確認する制度	<意見> ・制度趣旨を含め、基本的な枠組みの規律の内容について賛成する。 ・実質株主に関する情報の範囲については、EUと異なる定義(議決権の指図権者)や除外する情報(株式保有開始日や投資決定を行う権限を持つ第三者等)については、欧州の実務事例の研究を踏まえ、その範囲を決めるべきと考える。 ・また、本件は新たな制度であり、業界横断のシステム構築等が必要となるため、施行時期については十分な準備期間を確保すべきである。 <理由> ・制度趣旨については、新しい制度を作る中で、安定的な実務運用も考慮すると、まずは、“対話の促進”を目的とした制度整備を行うべきである。 ・先行する欧州の実務事例の研究を通じた実務構築が、海外のカストディアン・投資家含め理解の得やすい制度になるものとする。

No.	該当箇所	意見
12	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 1 株式会社から実質株主を確認する制度 (1)ア	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社と株主との建設的な対話の促進という趣旨を踏まえ、上場会社が名義株主に対し提供することを請求する対象(実質株主の定義)を、「直近仲介機関」または「指図権者(仲介機関以外の者であって・・・仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者〔当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る〕〕」とすることに賛同する。
13	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 1 株式会社から実質株主を確認する制度 (1)ア(注2) (「補足説明」57頁「カ 確認の基準時」、「キ 転送期限及び情報提供期限」)	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の趣旨は「株式会社と株主との建設的な対話」とすることが前提となっており、現状の株式会社と株主の対話は、基準日時点の株主名簿に基づく株主判明調査結果を踏まえて行われていることを踏まえると、本制度においても、基準日時点の実質株主を回答することにより、経済界の大半のニーズを満たせると考えることから、株式会社による情報提供請求(=請求の頻度)は、基準日時点の実質株主に係る請求に限定するのが適切と考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上の規律は、幅広いケースを想定して、「会社が指定するもの」としても、本邦における実際の実務において、「会社が指定する基準時」とは、議決権等の基準日時点の実質株主情報を、株主名簿に基づいて仲介機関に請求を行うことが大宗であると想定され、議決権基準日等のタイミングでの請求・回答実務が原則になると考える。 ・仲介機関からの回答後、発行会社(株主名簿管理人)は、回答情報と株主名簿情報との一致を確認する実務が想定される。 ・一方で、確認の基準時を会社が指定するものとした場合は、会社は基準日以外の期中で任意の日に請求を行うことが認められる。その場合、日本では株主名簿が基準日毎に作成されるため、期中で請求対象者が確定しない点(空振り請求)や、名義株主からの回答結果を株主名簿と照合することが困難な点、また、名義株主側の回答における実務負荷が相当に高くなる点が課題と認識している。 ・仮に請求頻度を月次や日次も可とする場合は、業界横断でのインフラ・事務フローの整備、ランニングでの体制整備が必要となり、その準備の相応の時間を要することから、本制度の導入時期の後ズレ、及び利用コスト(発行体が負担)に大きな影響を及ぼすものとする。 ・いずれにせよ、本制度の構築に当たっては、関係者の実務のフィージビリティや所要コストを考慮した検討を希望する。

No.	該当箇所	意見
14	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2 実質株主確認制度 1 株式会社から実質株主を確認する制度 (1)イ(注3)、ウ(注4)	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「直近仲介機関への通知(転送)期限」については「同日中」や「翌営業日」といった記載が、また、「通知を受けた仲介機関が上場会社に情報を提供するまでの期限」については「翌営業日」や「数営業日」といった記載があるが、具体的な制度詳細・インフラ・事務フローの検討はこれから実施する段階であり、これらの期限については、今後、具体的な検討を実施する過程において、そのフィージビリティや所要コスト等を検証してから期限について検討を行うことが適切と考える。 ・加えて、海外カस्टディアンを含む多層的な仲介機関チェーンでは、時差、現地休日、システム接続、守秘義務確認等により、短期間での回答が困難となる場合も想定されることから、制度設計に当たっては、EU実務を参考にしつつも、我が国実務に適した営業日ベースの期限設定、標準フォーマット、電子的回答インフラの整備を検討すべきであると考えます。
15	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2 実質株主確認制度 1 株式会社から実質株主を確認する制度 (2)および(注7) (「補足説明」52頁「(1)提案の趣旨」)	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度において確認をした実質株主の株主総会出席については、総会運営におけるフィージビリティを含め、慎重になるべきと考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度において確認をした実質株主が株主総会に出席する場合、総会当日における本人確認、名義株主からの代理権授与の確認、議決権数の管理、複数の実質株主が同一名義株主を通じて出席する場合の取扱い、質問・動議、議決権行使における二重行使の問題など、総会当日までの実務に混乱が生じる虞がある。また、名義株主が代理出席を認めていることを疎明するための委任状等を出すといった対応も必要になると考える。 ・また、株主との建設的な対話を目的とするところ、総会運営上の混乱等を理由に発行会社側が制度利用を躊躇する可能性がある。 ・また、実質株主による総会出席について、2025年度全株懇調査報告書によると、実質株主から総会出席要求があった会社は1.5%(21社)と少数であることから、利用されるケースは限定的であり、実情として実質株主の多くが権利創設によるメリットの享受は限定的となる可能性も踏まえ、権利創設による実益と、発行会社・株主名簿管理人や名義株主の総会運営実務への負荷を比較衡量した上で、制度化の要否及び範囲を慎重に判断すべきである。

No.	該当箇所	意見
16	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の創設にも賛成する。 ・会社が実質株主を確認する制度と実質株主から会社に対する通知を義務付ける制度の両制度が創設された場合、発行会社は実質株主から会社に対する通知を義務付ける制度で違反者の議決権を停止するために、会社が実質株主を確認する制度を情報収集手段として用い、違反者である実質株主の名義株主を把握し、議決権の停止措置を行うことも想定できる。その場合、実効性のある議決権停止が実現できるよう、会社が実質株主を確認する制度の制度内容(違反者を推定できるような実質株主の情報の範囲など)を検討することも必要と考える。 ・違反者を実効的に推定・特定できるよう、実質株主情報の範囲、名義株主情報との関係性の証明方法、発行会社・株主名簿管理人による確認実務を踏まえた制度設計が必要である。
17	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度(1)	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量保有報告書又は変更報告書を提出しなければならない者は、その提出期限までにその株券等を発行する上場会社に提出することが求められるが、「金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる」(＝現行のEDINETへの登録でもって足りる)とする方向性に賛同する。
18	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度(5)	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反者の議決権停止の具体的方法は、更なる検討が必要と考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反者は、名義株主ではなく実質株主である可能性が高く、また複数名義に分けて株式を保有しているケースも考えられる。発行会社や株主名簿管理人が違反者の議決権を停止するためには、違反者である実質株主が有する議決権基準日時点の株式数と、当該実質株主が有する株式の株主名簿上の名義株主の氏名・住所・株式数の情報が必要であり、株主からこれらの情報を提出してもらう必要が有る。一方で、違反者である実質株主が、これらの情報を正確に把握しているか、また、違反者が発行会社に情報を提供する蓋然性も低いように思う。 ・また、発行会社の利用シーンとしては、例えば敵対的な行動を取る株主が違反者である疑いがある場合において、会社から実質株主を確認する制度の結果をもって違反を感知し、総会直前期に、株主側から会社に対する通知を義務付ける制度により議決権停止を行うケースも考えられる。特に総会直前期、議決権基準日後に違反が判明した場合には、違反者の特定、名義株主情報の取得、議決権停止数の確定、議決権行使集計への反映を短期間で行うことは相当に困難である。制度化に当たっては、実務上執行可能な手順、期限、必要情報、訴訟時の取扱いを明確化すべきである。

No.	該当箇所	意見
19	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度(7)	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が議決権停止通知をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならないとされているが、議決権停止通知を実際に行う場合に限定する制度設計とすべきである。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権停止の通知する場合については、株主権を制限するということで、恣意的な判断を防止するために、取締役会決議事項とすべきということは理解できるものの、「否か」の判断まで取締役会決議とすると、例えば違反の「疑い」レベルであるため、現時点では議決権停止の通知をしないと判断する場合等も取締役会決議の範囲となるのか等、取締役会決議を行うべき対象が曖昧になると考える。
20	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項 1 書面交付請求制度の見直し	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面交付請求制度を廃止する【A案】に賛成する。株主への周知のため、廃止まで一定の期間は必要であると考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面交付請求率は、直近0.45%と低水準である。制度導入時から比率に大きな変化はなく、立法時の想定より少ないのではないかと考える。 ・多くの企業が書面交付請求をする少数の株主のために複数の書類を用意しており、かつ印刷会社等に発注する場合には、数百といった最低ロット数があり、多くの書面が無駄になっている可能性がある。このように、社会全体としてコストが生じている。 ・証券代行機関としても、株主からの請求の受付、企業から納品を受けた書面交付用書面発送等コストはかかっている状況である。 ・アクセス通知やサマリー版に切り替える会社が増えているなかで、書面交付請求株主の比率が増加していないうえ、本制度を利用している全ての株主がデジタルデバイドの株主かどうかとも疑問である。

No.	該当箇所	意見
21	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項 2 書面による議決権の行使についての見直し	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面行使を原則とする規律を見直し、電子行使のみも認める【A案】に賛成する。 ・デジタルデバインド株主への対応については、スマートフォン等が普及するなかで、身近な者にデバイスの貸出を依頼することで対応可能であると考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場企業の電子行使の採用は、コロナ禍の影響等もあり、急激に導入が進んでおり、25年6月末時点での採用比率は87%である。 ・電子行使の採用と合わせて、25年6月末時点では、議決権行使を行った65%の個人株主が電子行使により議決権行使を行っている状況である。 ・このような状況も踏まえて、現状の議決権を有する株主が1,000名以上の場合書面投票が義務付けられていることで、上場企業は事実上義務となっているが、デジタル化の更なる進展も見据え、電子行使を前提とする法制度に改めることでいいのではないかと考える。
22	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項 3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会の招集の電磁的方法による通知に関し、(1)から(3)の規律を設けることに賛成する。 ・注に記載の、電子メールアドレス等を将来的には株主名簿の必要的記載事項とすることには賛成するが、まずは、株主の承諾を取り、任意的記載事項とする制度の創設を望む。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度においても、株主個別の承諾により、招集通知を電磁的方法により通知することは可能であるが、銘柄ごとに個別同意が必要であるゆえに、(上場会社全体で採用が2.7%と)活用が進んでいないと認識している。 ・上場企業においては、振替口座簿に住所と同じように記録をし、総株主通知によって株主名簿管理人が通知を受け、株主名簿に記載するというスキームであれば、株主は一度口座管理機関に届ければ、今後も含め、保有する全ての銘柄について、電磁的方法により招集通知を受けとることが可能であり、NISAの普及により、貯蓄から投資への流れが拡大し、個人株主1名あたりの保有銘柄数も年々増加する中、株主利便性や社会全体のコストの観点からも、有用な方法と考えるが、メールアドレス等の収集方法については関係者間でより良い方法を今後検討する必要がある ・口座管理機関等において、どのような形で株主の承諾を取ることができるかということは検証が必要であると認識しており、今後の検討課題である。 ・施行時期については、システム対応等が必要となるため、十分な期間を設けるべきである。

No.	該当箇所	意見
23	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度である【A案】に賛成する。ただし、本制度の利用促進の観点等から、定款は不要とすることが望ましく、定款が不要とできない場合においては、【B案】や後注についても、検討すべきと考える。 ・また、本件の制度内容次第では、株主名簿管理人が発行会社に提供するシステムの改修等が必要となる可能性があり、施行時期については、これらも踏まえて検討すべきである。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の株主総会において、株主総会白書によると、修正動議が提出された企業は、全体の1%程度であり、また、2025年に、修正動議が可決した企業は、5社程度と認識している。 ・また、審議の方法も95%を超える企業が拍手による採決であり、大部分の会社が当日出席株主全員の賛否を確認することなく、問題なく議案の可決ができているものと思われる。 ・【B案】は、動議の提出等が可能であれば、シナリオ作成やリハ等は必要であり、発行会社の負担軽減にそこまで寄与しないのではないかと思われ、説明義務違反等による決議取消リスクからは解放されるという効果は得られますが、正当化する理由も難しく、効果も限定的だと考えられる。 ・一方で、【A案】の方が前日には決議の採否が決定していることで、実務的にもクリアであり、本制度創設にあたっての問題意識の解決と日本市場において、会社と株主との対話を後退させないこととのバランスの取れた案ではないかと考える。 ・なお、株主が定款変更議案に賛成するインセンティブがないのではないかとといった意見は承知するが、投資家・株主が納得できるような制度設計について、引き続き検討いただきたいと考える。
24	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 4 キャッシュ・アウトの手続の見直し	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支配株主」の議決権個数を現行の10分の9から3分の2にまで引き下げる【A案】に賛成する。 ・ただし、【A案】で提案する公開買付における公正な手続きの具体的内容として、MOM条件の設定を要件とすることには反対する。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MOM条件が設定された公開買付が公正な手続きであると法律で規定することで、MOM条件を設定しない公開買付について、公正な手続きでないというメッセージを出すことになり、また、金銭の交付時期が遅くなることの懸念から、株主に対してTOBIに応募しないと損をするといった圧力(強圧性)をかけることにもなりかねない。

No.	該当箇所	意見
25	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第5 株主提案権に関する規律の見直し 1 株主提案権の議決権数の要件の見直し	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個数要件を廃止する【A案】に賛成する。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が投資しやすい環境整備の一環で投資単位の引き下げも検討される一方で、僅かな投資額・議決権で実際には可決の可能性も低い株主提案が行われる現状も踏まえ、300個要件に関しては、廃止が望ましいと考える。
26	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第5 株主提案権に関する規律の見直し 2 株主提案権の行使期限の見直し	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行使期限を延長する【A案】及び株主に総会日を通知した場合に、株主は一定の期間前までに株主提案権を行使しなければならないとする【B案】の両方採用について、賛成する。 ・【B案】については、特に上場会社における通知の方法については、適時開示で可能な制度とすべきであり、総会前4か月前までに全株主に書面等で通知することは現実的ではない。加えて、その後新たに株主になった人にも株主総会日を知らせるためには、適時開示等公衆の縦覧に供することが望ましいと考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の実務は3週間前までの電子提供措置ではなく、株主に十分な議案精査の時間を与えるために、4週間前開始の会社も相応にあり、株主提案の有無によって、開示時期を遅らせることも難しいことが現状である。 ・招集通知の発送から逆算すると、発送の1-2週間前に発送業者へ納品(株主数によって前後)、招集通知納品の1週間前に原稿の確定(校了)、更に株主提案用の議決権行使書の発注から納品までも一般的には1週間程度要し、株主提案の内容によっては、発送形態(各種部材のサイズ変更や台紙利用)の変更を伴うため、更に日程が早まることもある。これらスケジュールから、実質的には、多くの企業において、2-3週間程度で行使要件の確認、提案内容の確認、提案者との折衝、取締役会意見の作成、電子提供措置事項への反映が求められ、ギリギリのスケジュールである。 ・提案内容を真摯かつ多角的に検討し、その結果を株主に伝え、対話を行うことは、株主提案が上程されている場合、より一層必要であるが、8週間という制約ゆえにできていないことが現状であり、本件見直しは株主との対話促進のために必要であると考え。 ・株主への通知について、その後新たに株主になった人にも株主総会日を知らせるためには、適時開示のような公衆の縦覧に供することが望ましいと考える。
27	第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告等と有価証券報告書の開示の一本化、監査の一元化双方に賛成する。 ・一本化した有価証券報告書の記載事項のスリム化についても、有価証券報告書の早期提出のために実現すべきと考え。